

県土利用のモニタリング制度及び
計画評価制度に関する中間報告
(その 1)

(掲載事項)

調査検討部会における検討項目について

モニタリング・計画評価制度の概要

平成 2 1 年 1 1 月 6 日

千葉県国土利用計画地方審議会

調査検討部会

項 目

資料 その1

調査検討部会における検討経過について	1
モニタリング・計画評価制度の概要	3

(資料 その2)

モニタリング指標データシート

・①農用地	9
・②森林	39
・③水面・河川・水路、原野	61
・④道路	73

(資料 その3)

・⑤宅地	84
・⑥その他	118
・⑦区分横断的な課題	132

(資料 その4)

モニタリング指標データシート (ゾーン別)

・東葛飾ゾーン	146
・湾岸ゾーン	148
・北総ゾーン	164
・千葉東部ゾーン	180
・かずさ・臨海ゾーン	196
・南房総ゾーン	212
	228

調査検討部会における検討経過について

調査検討部会では、平成21年1月、県から千葉県国土利用計画地方審議会に「県土利用のモニタリング制度及び計画評価制度」について諮問がなされたことを受けて、約9か月間にわたり当該制度の検討を進めてきたところである。

「県土利用のモニタリング制度及び計画評価制度」は、千葉県国土利用計画を適正かつ円滑に推進するために実施する先進的な試みであり、調査検討部会での成果は、今後の千葉県における土地利用行政の発展に大きく寄与することが期待される。

なお、検討にあたっては、千葉県国土利用計画に示された方針に基づき、実現性・実効性の高い制度の構築に向けた議論を行い、次の整理を行っている。

〈今回の検討結果〉

「県土利用のモニタリング制度・計画評価制度」の検討結果については、本書の3ページ以降に示しているが、議論の中で到達した制度の主な特徴は次の2点となっている。

○千葉県国土利用計画に即した制度フレーム

千葉県国土利用計画に基づき、農用地・森林・宅地などの利用区分に加え、県土の利用目的に応じた区分横断的な課題や県のエリアごとの特徴が把握できる「ゾーン別のモニタリング」を制度の対象とした。

○県民に対する「わかりやすさ」の工夫

「モニタリング指標」の選定にあたって、なるべく一般的な指標を採用し、指標の向かうべき方向性を矢印で表示するなど、県民に対してわかりやすい制度となるように工夫した。

〈今後、検討が必要と考えられる事項〉

◇モニタリング制度

以下については、今後、モニタリングを実施していく中で、引き続き検討していくことが適当と考えられる。

○定点的なモニタリングの実施

より詳細な県土の利用状況の変化をモニターするシステムの追加。(自然環境、景観、歴史・文化的空間など、特徴的な土地利用に対するモニタリング)

○モニタリング手法の充実

「指標」によるモニタリングだけではなく、航空写真等の地図情報を用いたモニタリングの実施。

○モニタリングの対象の拡大

千葉県国土利用計画の枠組みに捉われない、幅広い土地利用に対するモニタリングの実施。

◇計画評価制度

以下については、中間評価時（平成25年頃）までに、検討していく必要があると考えられる。

○具体的な評価手法の検討

評価結果の表示方法、市町村へのアンケート調査や聞き取り調査の実施等。

〈検討経過〉

当調査検討部会では、平成21年2月の第1回調査検討部会以降、下記のとおり5回にわたり検討を行った。

◆第1回調査検討部会（平成21年2月24日）

- ・ 部会長の選出
- ・ 制度実施内容のイメージについて
- ・ 評価シートのイメージについて

◆第2回調査検討部会（平成21年4月10日）

- ・ 制度実施内容のイメージについて
- ・ 評価シートのイメージについて

◆第3回調査検討部会（平成21年5月15日）

- ・ 制度実施内容について
- ・ モニタリングデータシートについて（農用地、森林、宅地）

◆第4回調査検討部会（平成21年7月24日）

- ・ モニタリングデータシートについて（全区分）
- ・ 計画評価制度の実施イメージについて
- ・ ゾーン別モニタリングについて

◆第5回調査検討部会（平成21年9月25日）

- ・ ゾーン別モニタリングについて
- ・ 国土利用計画地方審議会への報告内容について

モニタリング・計画評価制度の概要

1 制度の趣旨

第4次千葉県国土利用計画に掲げる基本目標の実現に向け、農用地、森林、宅地などの規模の目標や施策の進捗状況等を定期的に点検・評価し、計画の適切な推進を図る。

2 制度の内容

(1) モニタリング・計画評価の対象

- ①農用地、森林、水面・河川・水路、原野、道路、宅地、その他の利用（公園緑地、レクリエーション施設等）の区分ごとに掲げた目標と取組
- ②区分横断的な課題（廃棄物の適正処理等）への取組
- ③ゾーンごとの取組（国土利用計画では県内を6ゾーンに区分）

(2) モニタリング・計画評価の内容

○モニタリング制度

県民にとってわかりやすい、県土の利用に関する各種指標に係るデータを定期的に調査・把握する。平成22年から2年に1回実施。

（※農用地の指標の例：新規就農者数、耕作放棄地面積等）

区 分	指標数	区 分	指標数
農用地	24	宅地	23
森林	16	その他	8
水面・河川・水路、原野	6	区分横断的な課題	10
道路	7	ゾーン別指標（延べ）	73
		合 計	167

○計画評価制度

モニタリング結果や県民の意見等をもとに国土利用計画の進捗状況等を総合的に点検・評価する。（評価は中間評価と事後評価の2回実施する。）

中間評価の結果は各施策の見直し・改善に反映させ、事後評価結果は、次期（第5次）国土利用計画に反映させる。

※中間評価の実施時期：計画の中間年（平成25年頃）

※事後評価の実施時期：計画の目標年次の翌年（平成30年頃）

※モニタリングや計画評価の結果については、千葉県国土利用計画地方審議会に報告、意見聴取を行う。

第4次千葉県国土利用計画（県土のグランドデザイン）の構成

1 計画の基本目標

- 1 県民一人ひとりが豊かさを実感し、愛着を持って暮らすことのできる県土利用
- 2 地域が個性や特色を生かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土利用

2 県土利用の基本方針

(1) 多様な主体との連携・協働による県土利用

(2) 県土の質的向上・有効利用

- ① 健全な循環が維持され地球温暖化を防止する社会の構築
- ② 安全で安心できる暮らしの確保、 ③ 良好な景観の保全・形成
- ④ 人と自然との共生、 ⑤ 地域の多様性・魅力を生かした活力の創出
- ⑥ 世界に開かれた県土利用

3 計画を実現するための措置と推進体制

- ・ 計画を実現するための措置
 - ① 国土利用計画法等の適切な運用 ② 県土の質的向上・有効利用の促進 ③ 土地利用転換の適正化
 - ④ 県土の利用目的に応じた区分ごとの有効利用の促進 ⑤ 区分横断的な課題への対応
- ・ 推進体制（市町村、県民・NPO・事業者・国等、多様な主体との連携・協働）
- ・ **県土利用のモニタリング制度・計画評価制度の導入**

(1) 計画期間

県国土利用計画 計画期間

・・・平成20年～29年

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

区分	平成16年	平成29年
農用地	135,100	130,100
森林	162,500	159,700
原野	1,400	600
水面・河川・水路	17,800	18,000
道路	33,800	36,800
宅地	78,500	87,300
（住宅地）	(49,100)	(54,300)
（工業用地）	(7,200)	(6,900)
（その他）	(22,200)	(26,100)
その他	86,800	83,200

(4) ゾーン毎の取組

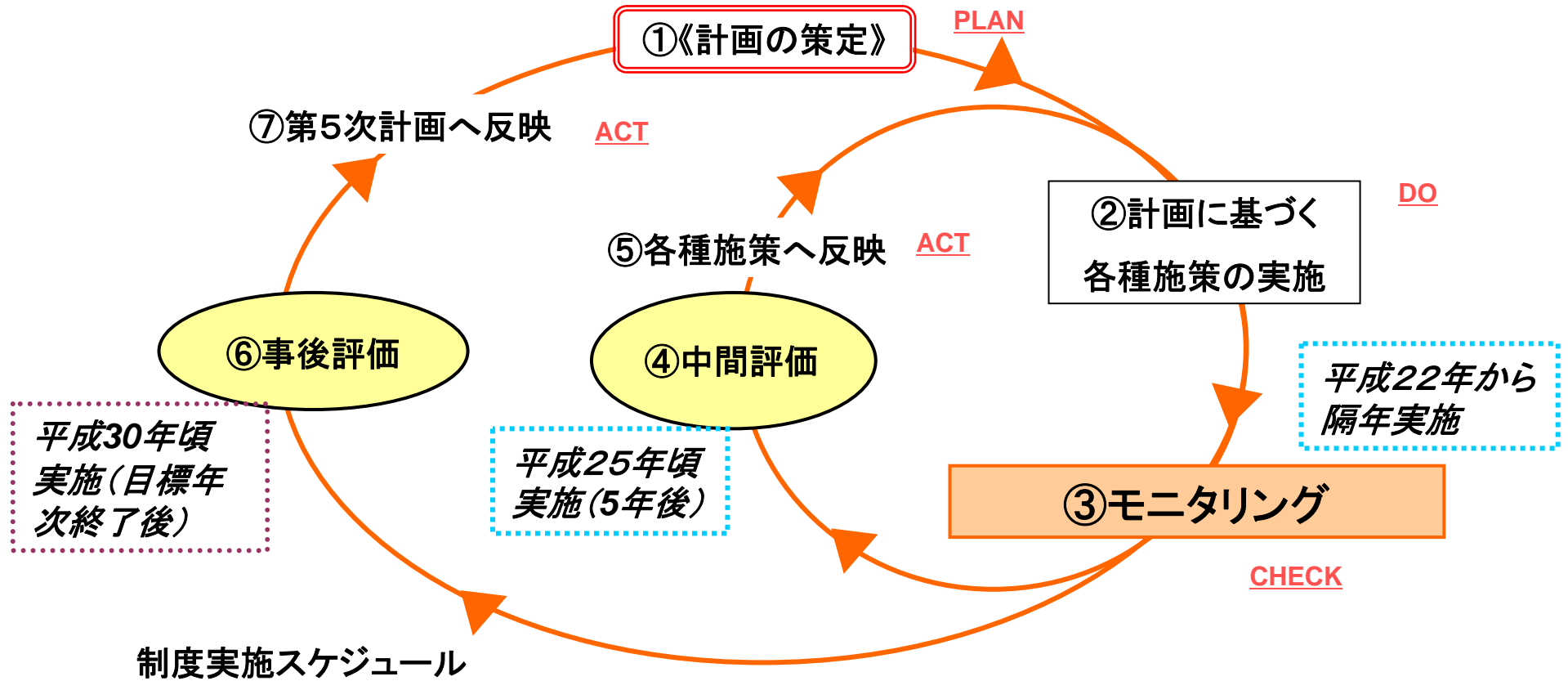
- (1) 東葛飾ゾーン (2) 湾岸ゾーン
- (3) 北総ゾーン (4) 千葉東部ゾーン
- (5) かずさ・臨海ゾーン (6) 南房総ゾーン

(3) 県土の利用目的に応じた区分ごとの施策

- ① 農用地
 - ・ 農業生産、農業経営の基盤強化
 - ・ 農地の保全、利活用
 - ・ 市街化区域内農地の維持
- ② 森林
 - ・ 森林の保全・整備・活用の推進
 - ・ 生活環境を守る森林の保全
- ③ 水面・河川・水路、原野
 - ・ 水質の浄化、健全な水循環の回復
 - ・ 安全で安心して暮らせる必要な整備の推進
- ④ 道路
 - ・ 幹線道路整備の推進
 - ・ 災害等に強い地域づくり
 - ・ 農道、林道整備の推進
- ⑤ 宅地（住宅地・工業用地・その他の宅地）
 - ・ 既成市街地の再生
 - ・ 社会資本ストック・低未利用地の有効活用を重視した住宅地の形成
 - ・ 住工混在の解消
- ⑥ その他
 - ・ 都市公園の整備の促進
 - ・ 自然環境及び景観への配慮
- ⑦ 区分横断的な課題への対応
 - ・ 新たな公による地域づくりの促進
 - ・ 不法投棄防止の取組を推進

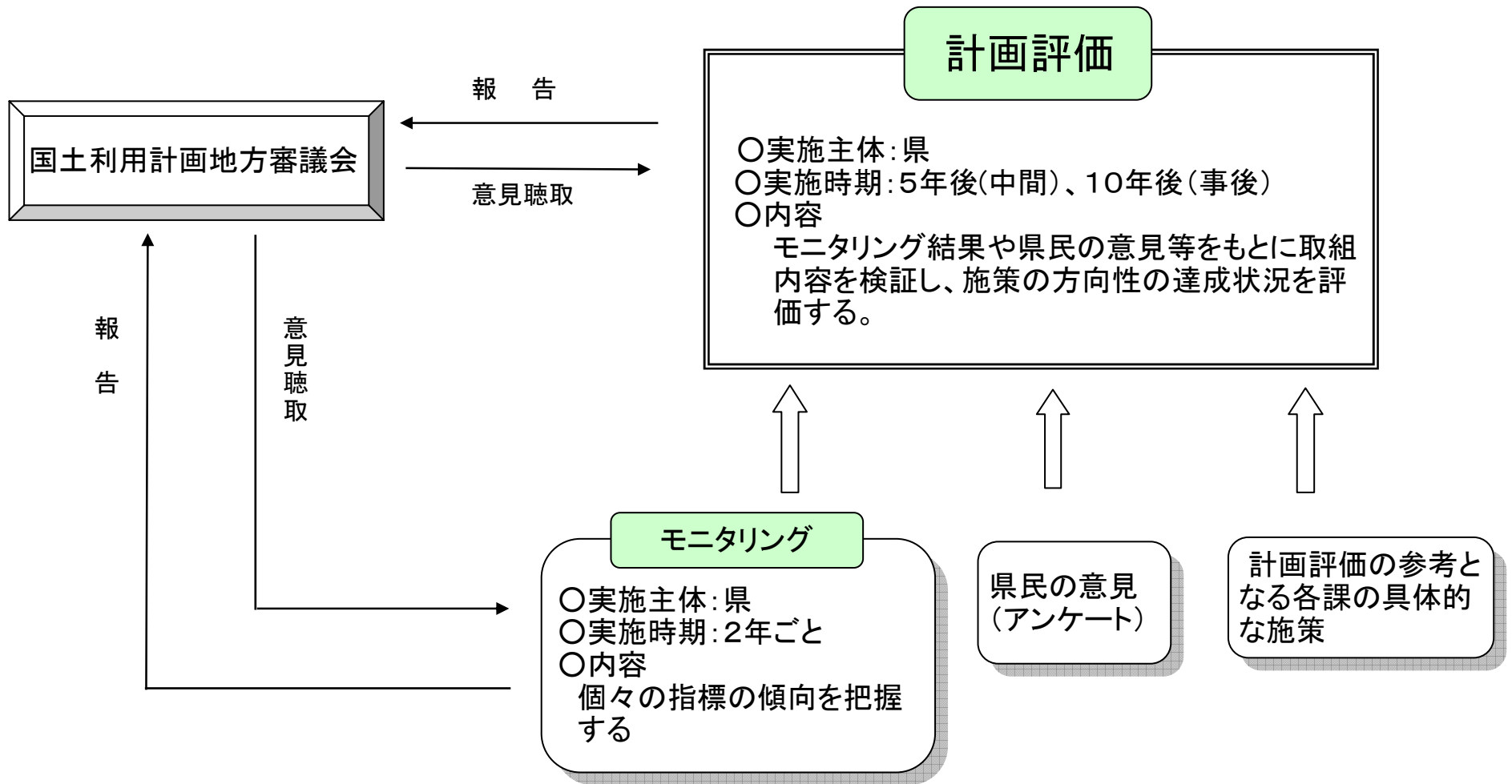
等

モニタリング・計画評価制度の流れ



暦年	20 計画 策定	21 制度 検討	22	23	24	25	26	27	28	29 目標 年次	30
策定後経過年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
モニタリング			○		○		○		○		
評価						中間					事後

＜モニタリングと計画評価の関係＞

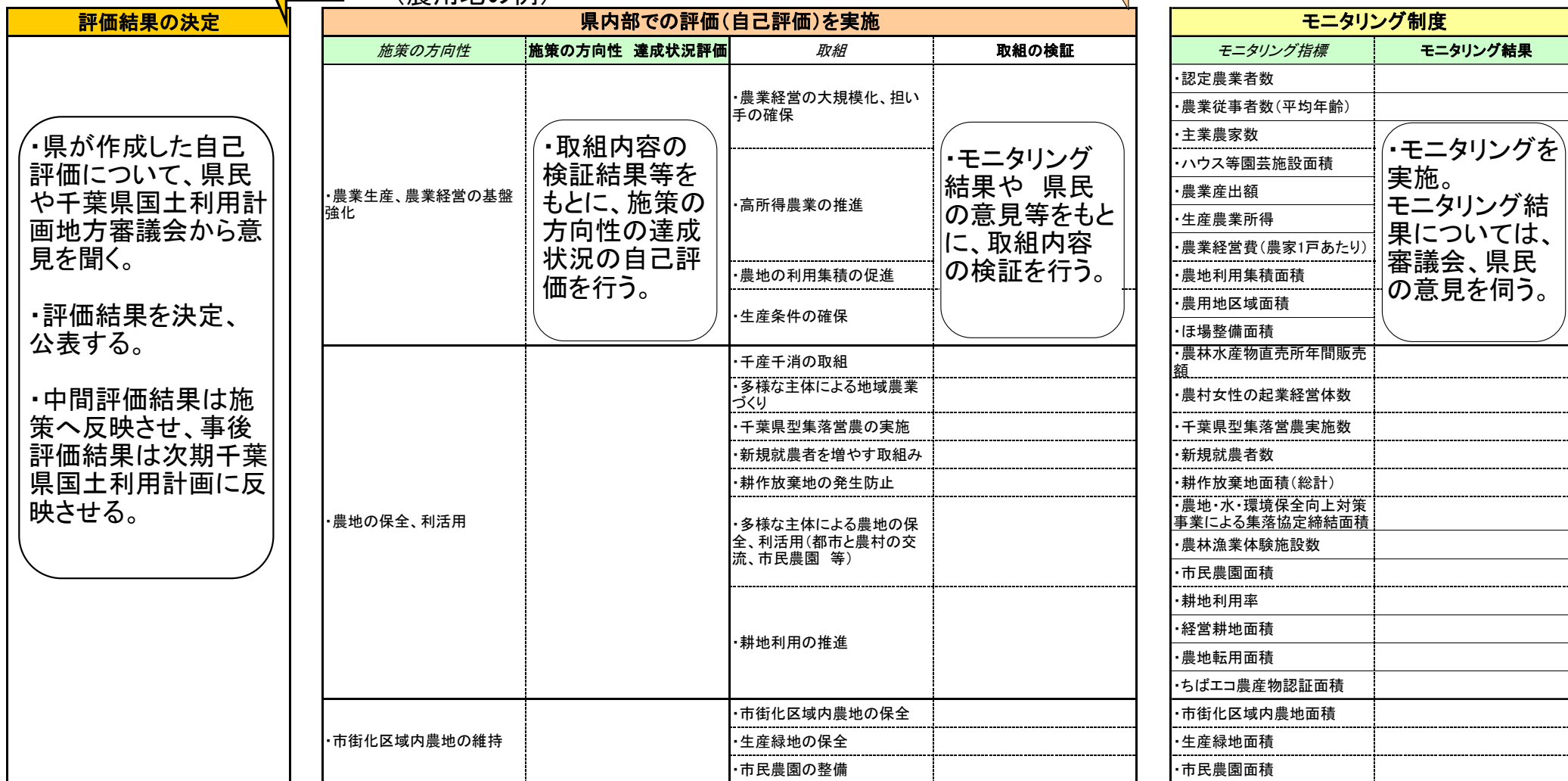


千葉県国土利用計画 計画評価制度の実施イメージ

実施内容：

- ①モニタリング結果や県民の意見（アンケート結果）などをもとに県内部で取組内容を検証し、施策の方向性の達成状況を自己評価する。
- ②自己評価結果について県民の意見（パブリックコメント）や千葉県国土利用計画地方審議会の意見を伺い、評価結果を決定する。
- ③中間評価結果は施策へ反映させ、事後評価結果は次期千葉県国土利用計画に反映させる。

(農用地の例)



千葉県国土利用計画地方審議会 調査検討部会委員 名簿

部会長 高橋 洋二（日本大学教授）

委員 大江 靖雄（千葉大学教授）

親泊 素子（江戸川大学教授）

佐藤 佳恵（（社）千葉県不動産鑑定協会研修指導委員）

宮脇 勝（千葉大学大学院准教授）

村木 美貴（千葉大学大学院准教授）

山田多恵子（消費者団体千葉県連絡会事務局長）

山田 利博（東京大学教授）

（※敬称略、五十音順）

事務局（千葉県総合企画部地域づくり推進課）

地域づくり推進課長 遠山 誠一

地域政策室長 佐近 優子

主 幹 榎本 隆二

副主幹 小菅 健一

主 査 新井 悟